10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 入居継続支援加算	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算	注 夜間看護体制加算	注 若年性認知症入居者受入加算	注 医療機関連携加算	注 口腔衛生管理体制加算	注 栄養スクリーニング加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき） 要介護1 （ 536 単位） 要介護2 （ 602 単位） 要介護3 （ 671 単位） 要介護4 （ 735 単位） 要介護5 （ 804 単位）	×70／100		－54単位 －60単位 －67単位 －74単位 －80単位	1日につき＋36単位	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋12単位	1日につき＋10単位	1日につき＋120単位	1月につき＋80単位	1月につき＋30単位	1回につき＋5単位（6月に1回を限度）		
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1日につき 82単位）		×70／100										1日につき＋20単位	・訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 218単位 所要時間1時間15分以上の場合 261単位 ・通院等乗降介助 1回につき 86単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）※ 要介護1 （ 536 単位） 要介護2 （ 602 単位） 要介護3 （ 671 単位） 要介護4 （ 735 単位） 要介護5 （ 804 単位）	×70／100						1日につき＋10単位	1日につき＋120単位					

ニ 退院・退所時連携加算（イを算定する場合のみ算定）	（1日につき 30単位を加算）
ホ 看取り介護加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 死亡日以前4日以上30日以下（1日につき 144単位を加算）
	(2) 死亡日以前2日又は3日（1日につき 680単位を加算）
	(3) 死亡日（1日につき 1,280単位を加算）
ヘ 認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)（1日につき 3単位を加算）
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)（1日につき 4単位を加算）
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ（1日につき 18単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ（1日につき 12単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（1日につき 6単位を加算）
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)（1日につき 6単位を加算）
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)（1日につき ＋所定単位×82／1000）
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)（1日につき ＋所定単位×60／1000）
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)（1日につき ＋所定単位×33／1000）
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)（1月につき ＋(3)の90／100）
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)（1月につき ＋(3)の80／100）
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)（1月につき ＋所定単位×18／1000）
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)（1月につき ＋所定単位×12／1000）

注
所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額 要介護1 16,294単位
要介護2 18,301単位
要介護3 20,398単位
要介護4 22,344単位
要介護5 24,442単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費（第に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数） 車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の100／100を限度）	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度）	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度）

：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）